

【会社法制分野】

◆優秀

「会計参与の法的責任の研究」

齋藤 孝一（ミッドランド税理士法人）

会計参与制度の発足（平成18年5月）から、6年余が経過したが、会計参与設置会社は約2000件未満に留まっている。制度発足当初は、制度の中心的担い手である税理士サイドでは、法的責任についての危惧が盛んに議論されていた。また、一部金融機関では、金利の優遇措置を付した会計参与ローンも発売されたが会計参与設置会社の進展が進まない中、今は注目されていない。一方、中小会社サイドでは、任意設置ということもあり、会計参与についての認識が浸透していないのが現状である。たとえ、その有用性を認識しえたとしても、コストアップになることから、導入に踏み出せない中小会社もあると思われる。

税理士等が税務顧問先に会計参与制度の導入を提案する場合、粉飾や逆粉飾の虞のない顧問先を選定することになるが、景気低迷化における顧問料逋減の風潮の中でコスト面から会計参与就任の提案に躊躇しているのではないかと思われる。会計参与制度の普及のためには、税理士等の努力もさることながら、中小企業関係団体等における会計参与制度普及の広報活動や直接その恩恵を受ける立場にある金融機関の普及支援活動が望まれよう。

日本税理士連合会（以下「日税連」という）においても、金融機関を監督する金融庁や中小企業団体を監督する中小企業庁と懇談を深めて会計参与の有用性をアピールしているようである。実際に日税連としても、①日本公認会計士協会、日本商工会議所、会計基準委員会と共同で「中小企業の会計に関する指針」を公表し、また単独で「中小指針の適用に関するチェックリスト」を作成、②会計参与就任者の職務遂行に資するため、日本公認会計士協会と共同で「会計参与の行動指針」を公表、③税理士会員向けに「会計参与制度の手引き」及び「附録」「会計参与の権限と責任 Q&A」を作成、④リーフレット「ご存じですか会計参与制度」、その改定版である「会社の対外的信用力向上に—会計参与制度」を作成・配布、さらに2012年6月には「経営に力を【会計参与制度の活用】」を作成、⑤「会計参与制度の実務」をテーマにした研修会の開催、⑥会計参与就任会員への支援体制の構築をこれまで行ってきた。

現行会計参与制度についての立法上の課題は多く、詳細は別稿に譲るが、日税連と日本公認会計士協会の作成した会計参与約款にも法的責任論への過剰防衛のきらいがあり、計算書類の開示の本旨とずれていると言えなくもない。

本稿は、会計参与普及の最大の障害となっている「会計参与の法的責任」を巡る諸問題について明らかにし、会計参与の普及のために会計参与の法的責任を軽減するための立法提言を行い、会計参与の将来展望を明らかにすることを目的としている。

そこで、第 1 章で会計参与制度成立の経緯について述べ、第 2 章で会計参与の法的責任を検討し、その問題点を考察する。第 3 章において、会計参与制度への立法提言を行い、会計参与制度の展望を明らかにしたい。

